

たえたり、俳諧五節句貞享五年印本、内田順也作、曰、吾妻の方の子共、細繩をまろめ玉とし、打時に、破魔まいると聲かけ、打破魔矢にて左右に立別れ、玉を射てあたるを勝とす、都にも昔は射たるとなり、大路禮者の足もとへ矢を射あつるゆへ、玉は木なり、棒、竹、箒、乳、切木、ぶりくやうの者を持とむるなり、當時破魔有て玉を射ず、毬打も玉をこめるなり、これにてそのおもむきつばらなり、

〔享保集成絲綸錄 二十〕慶安元子年十二月

一如例年、正月之破魔弓は、ま矢、并羽子板、金箔、蒔繪、金糸類、少も付申間敷候、勿論商賣物ニも不及申仕間敷事、○中略

十二月

〔享保集成絲綸錄 十九〕寛文八申年三月

覺○中略

一金銀之から紙破魔弓、羽子板、雛の道具、五月之甲、金銀之押箱、一圓ニ無用之事、○中略

右之通、江戸町中へ從町奉行相觸候間、可被得其意候、以上、

三月日

右之貳、通京都、大坂、奈良、堺、伏見、長崎、駿府、山田へも被遣之、

〔寶曆集成絲綸錄 十七〕寶曆九卯年閏七月

覺

一破魔弓、金銀之箔、并かな物無用、たんろくまやうにて彩色可申候、總體菖蒲甲に可准事、○中略

右之趣候處、近來猥に相成候段、相聞候、彌以享保六丑年相觸候通、急度可相守者也、

閏七月

〔胸算用 五〕長久の江戸店